
山 梨 西 部 広 域 環 境 組 合
新 ご み 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業
入 札 説 明 書 等 に 関 す る 質 問 へ の 回 答 書 （ 第 2 回 ）

令和7年7月30日

山梨西部広域環境組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	26	第7章	5		技術提案書	「技術提案書を作成するにあたっては、～提案図書、施設計画図書、添付資料の順番で1冊にまとめて提出すること。なお、分冊による提出も可とする」とありますが、提出書類の枚数を考慮して、以下のファイリング方法をお認めいただけないでしょうか。 ・提案図書と添付資料を1つのファイル ・施設計画図書を1つのファイルもしくは複数のファイル	提案を可とします。
2	29	第7章	6	(6) ア	雇用等への配慮	対面的対話議事録No.6質問に対して、金額の記載は不可とご回答されています。しかしながら、本事業は約30年にわたり地域経済に直結する事業だと考えております。審査の観点から評価対象ではないことは承知しておりますが、事業者側の提案内容に具体性と実効性を伴わせる観点から発注予定金額を参考数値として示すことを改めてお認めいただけないでしょうか。	提案は認められません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第1編 第3章	3. 9. 5	表1-3	敷地の土地利用条件	要求水準書表1-3の災害危険区域で示される液状化指標値（PL値）は15以上と示されていますが、添付資料19 造成工事実施設計資料（添付資料19 104頁）の中で道路橋示方書に基づき算定されたFL値から想定されるPL値はかなり低く、両者にかかなりの差があると考えられます。 またレベル1 地震動では液状化しないとの判定であること（添付資料19 104頁）、加えて造成工事の影響により液状化範囲や程度が変わる可能性もあることから、造成工事後の引き渡された地盤において受注者が実施する地質調査及び液状化検討の結果に基づき液状化対策工事が必要となる場合は、費用及び工期について別途協議させて頂けるものとして宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
2	8	第1編 第3章	3. 10. 1		用水	「上水については、本件事業に合わせて敷地の前面道路に敷設される簡易水道の給水本管（φ40mm）から「添付資料 05 取合点位置図」に示す建設予定地北側の位置を取合点として引き込むものとする。」と記載がありますが、本建物を計画するに当たり、給水管75Φ以上での引込が必要となります。今後、給水本管配管径の変更協議をすることは可能でしょうか。 また現状給水本管40Φで想定されている計算根拠があればご教示いただけないでしょうか。	給水本管の管径の変更は認められません。 また、基本設計時に実施したアンケート調査の結果と令和6年度に実施した見積徴収（公募による）での仕様に対する意見の有無を踏まえて設定しています。
3	8	第1編 第3章	3. 10. 2		排水	貴組合で実施頂く下水道の整備について、接続可能時期をご教示いただけますでしょうか。また、工事着工時から、仮設排水として使用することができると考えてよろしいでしょうか。	下水道の接続時期は令和11年度末を予定しています。よって、工事着工時から仮設排水として使用することはできません。
4	42	第2編 第1章	1. 7. 2	表2-18	建設工事中の環境保全措置	造成盛土に使用される土壌は、土壌汚染対策法による汚染土やその他の不適物（産業廃棄物、一般廃棄物）等は含まれず、建築工事における掘削後の埋め戻しに利用できるものとして考えてよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
5	42	第2編 第1章	1. 7. 5		地元雇用や地元企業の活用	【個別回答希望】 地域経済への貢献の一環で、①②に記載するような活動を通じてスポンサーを募り、貴組合や構成市町の活動支援に全額貢献させていただく企画のご提案は可能でしょうか。（例：構成市町内の脱炭素化推進のための活動に全額寄付等） ①工場のネーミングライツを募集する企画の提案 ②施設パンフレットや研修動画へのスポンサー広告の募集を行う提案	入札説明書P. 46の個別回答に係る判断基準②に該当しますので、回答を公開します。 提案は認められません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
6	62	第2編 第2章	2. 9	(3)	浸水対策	「工場棟や計量棟、洗車場などの建屋の1階部分（計画地盤高+3m以下）、屋外開閉所（C-GIS）に設置する扉は、3mまでの浸水に耐えうる止水扉、止水シャッター及び止水ゲートなどを配置する。」との記載がありますが、浸水が中長期で施設稼働に影響するプラント機器設置範囲を除いて、浸水が施設稼働を中長期で阻害しないエリア（バケット積み出し場などの設備の設置がないエリアや、ヤードなど予備機との交換が容易であり短期間で復旧可能なエリア）は経済合理性を鑑みて、必要な予備機を確保する等の浸水対策とし、止水扉や止水シャッターなどの止水建具としないことをお認めいただけないでしょうか。	提案は認められません。
7	62	第2編 第2章	2. 9	(2)	浸水対策	屋外開閉所（C-GIS）の雨水排水について、防水壁内の排水桝から水中ポンプ等で、防水壁外の雨水側溝に排水するという事で宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
8	62	第2編 第2章	2. 9	(2)	浸水対策	本計画においては、屋外開閉所(C-GIS)を設置することが求められておりますが、豪雨時には、浸水対策として設置する防水壁内部へ、上部からの雨水の浸水が懸念されます。このため、C-GISの浸水リスクを低減する目的で屋根を設け建屋形式での計画は可能でしょうか。 または3mの止水壁の上部に隙間を設けて屋根を設置し半屋外仕様の建屋形式とすることは可能でしょうか。ご教示お願いいたします。	いずれにおいても、提案を可とします。
9	106	第2編 第3章	3. 8. 5	(3)	無触媒脱硝設備	無触媒脱硝設備に入口、出口の排ガス温度を記載するようなご指定がありますが、本設備はボイラ内に薬剤噴霧することで計画しており、設備の入口/出口という概念がありません。この場合、温度の記載は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
10	128	第2編 第3章	3. 3. 1	(5)	雑用空気圧縮機	計装用空気圧縮機との兼用をお認めいただけますでしょうか。3台の空気圧縮機を設置し、それぞれ常用、追起動バックアップ機、予備機でローテーション運転とする計画です。計装用・雑用空気圧縮機をそれぞれ2台設置する仕様と比較した場合、経済性だけでなく、1台を完全予備と出来るため操炉中の整備が容易といったメリットがあります。	提案は認められません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	184	第2編 第5章	5. 2. 8		公害防止表示設備	国道140号の入口付近に設置する公害防止表示設備は、建設予定地ではなく公園緑地計画範囲となります。公園緑地計画範囲における公害防止表示設備の工事仕様（基礎、ケーブル電路（埋設配管、ハンドホールなど）をご協議いただけますでしょうか。	国道140号の入口付近に設置する公害防止表示設備の仕様は、受注者との協議のうえ、決定したいと考えています。
12	192	第2編 第6章	6. 2. 6	表2-43	機械諸室計画 ごみピット	災害発生時などの一時的な貯留を目的とした余裕量の考え方に関して、クレーン操作用窓によりごみの積上げが出来ない範囲の余裕量については、余裕量から除外する理解でよろしいでしょうか。	クレーン操作用窓によりごみの積上げが出来ない範囲の余裕量についても、含めて構いません。
13	204	第2編 第6章	6. 3. 3	(5) イ	門扉工事及びフェンス 設置工事	意匠性や使い勝手の良さ、維持管理性を鑑み、門扉本体をアルミ製とすることをお認めいただけますでしょうか。	提案は認められません。
14	217	第3編 第2章	2. 2. 4	表3-1	測定項目と測定頻度	主灰、飛灰処理物 本分析について、引渡性能試験と同様の分析方法に準ずる形で実施するものと考えております。 P47の表2-19の焼却灰及び飛灰処理物に溶出基準と含有基準に対し（3）分析方法は「廃棄物に含まれる金属等の検出方法」（昭和48年環告13号）（埋立処分の方法）の記載がございます。 この環告13号には25種類の分析項目の記載がございますが、これを全て実施するということになりますでしょうか。 もしその内から何種類か選択するということになるのであれば具体的にご指示をお願い致します。	お見込の通り、環告13号に記載の分析項目についても全て実施することが基本となります。
15	添付資料14				粗大ごみ処理施設処理 フロー（標準案）	小型家電を手作業で分解、回収する処理について（乾電池、ボタン電池、二次電池、携帯電話、電子たばこ除く） ①モータを使った小型家電では扇風機、掃除機、電動工具、ドライヤー、電動歯ブラシ、マッサージャーなどがあると思いますが、簡単には分解できないものが多数あるのではないかと思います。簡単に分解できるものが回収対象の認識でよろしいでしょうか。 ②銅線（被覆あり、なし）がありますが、簡単に銅線が取れるもの（例：コンセントプラグがついたケーブル等）を外して保管するという理解で良いでしょうか。（例えば炊飯器を分解してその中の銅線を取り出すなどは行わないとの理解でよいでしょうか。）	①は、お見込の通りです。なお、簡単には分解できないものとは、一般的なドライバーでは取り除けないもの等を差します。 ②は、炊飯器を分解してその中の銅線を取り出すなどは含まれないとご理解いただいて差し支えございません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
16					入札説明書等に関する 質問への回答書（第1 回） 2 要求水準書に対する 質問 No. 11	建物高さ35mの基準に関して、工場棟1階（1FL±0）から建物 高さ35m以下と理解してよろしいでしょうか。 GL±0と1FL±0には、一般的に0.2m程度のレベル差があるた め、確認するものです。	GL±0からとなります。
17					対面的対話議事録 No. 8	「不燃ごみや不燃性粗大ごみに含まれる残さの含有率の妥当 性」について、他自治体の事例に基づく根拠資料の作成のご 要望がございますが、類似事例にて検証した場合においても 各案件によりごみ組成にはばらつきがございます。 そのため、提示するごみ組成はあくまで計画値として取り扱 いいただき、計画値と実ごみとの相違による資源物の回収量 や不燃性残さの処分量の変動については、免責いただけるも のとの理解でよろしいでしょうか。	提示いただいたごみ組成は、計画値として取り扱いますが、 資源物の回収量や不燃性残さの処分量、可燃性残さの発生量 などが実ごみと大きく乖離していた場合に、免責の対象とな るか否かは検証結果によるものとします。 具体的には、運営業務中、不燃ごみや不燃性粗大ごみに起因 する残さが実績値と計画値で大幅に乖離していると本組合が 判断した場合は、乖離の原因について検証を行いますので、 追加資料の提供などにご協力いただくものとします。 なお、提出いただいた提案書の計画値にあっても、基礎審査 の中で事業者を確認を求める場合がございますのでご協力を お願いいたします。
18					対面的対話議事録 No. 8	「不燃ごみや不燃性粗大ごみに含まれる残さの含有率の妥当 性」に係る根拠資料は技術提案書の「添付資料」に綴じて提 出する旨のご指示がございますが、 関連図書である「(イ)粗大ごみ処理施設 a. 施設計画基本数値 ①物質収支」に同根拠を記載して提出してもよろしいでしょ うか。	お見込の通りです。

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第3章	2	表3	技術審査の審査項目、審査の視点及び配点	エ 計量・検収計画の審査の視点に「計量棟（計量室）の快適性や機能性」とありますが、こちらは持込者のための快適性と機能性と理解してもよろしいでしょうか。	「計量棟（計量室）の快適性や機能性」は、計量棟（計量室）での執務環境に対する視点となります。
2	5	第3章	2	表3	技術審査の審査項目、審査の視点及び配点	(3)イ 資源化計画の審査の視点に「資源物の適切な回収や利用価値などを向上・維持させるための創意工夫」とありますが、「資源物」とは「貴組合が資源化先に有価売却するもの」と理解して宜しいでしょうか。 対話議事録において、「リチウムイオン電池が取り外せる小型家電の外部委託は認めません。」とのご回答がありましたが、これは処分費を払う場合のことであり、有価売却できる状態にすれば（リチウムイオン電池や乾電池、ボタン電池を取り外した後の小型家電やそもそも電池を含まない小型家電）、委託処分しても宜しいでしょうか。	前段は、資源物は「資源化されるもの」であり、本組合や運営事業者問わず、また有価売却されるか否かについては関係ございません。 後段は、提案は認められません。
3	6	第3章	4		価格審査	粗大ごみ処理施設での小型家電等の重量が不明であるため、事業者間の公平性を保つために、不燃残さ量の算出に当たっては要求水準書P.29 表2-10 計画処理量（粗大ごみ処理施設）に記載の処理量全量を粗大ごみ処理施設で処理する前提で計算するものとし、マットレス、小型家電等の重量を差し引かないと理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。 ただし、スプリング入りマットレス・ソファをスプリング入りマットレス等処理業者に外部委託する場合は、要求水準書P.29 表2-10 計画処理量（粗大ごみ処理施設）から、同表2-11 スプリング入りマットレス・ソファの発生量（参考）より15.3t/年を差し引いた処理量を粗大ごみ処理施設で処理するものとして算定ください。 なお、外部委託に伴い発生するスプリング入りマットレス等処理委託費は、粗大ごみ処理施設運営業務委託料Dに含むとともに、様式第14号-5の④その他費用にスプリング入りマットレス等処理委託費を記載ください。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第13号		別紙3		(様式に記載) 事業年度	入札説明書（令和7年7月10日改訂）P12 5_運営事業者の設立に関する要件(1)に記載の通り、特定事業契約仮締結（入札説明書（令和7年7月10日改訂）P7 10_事業者の募集・選定スケジュール（予定）より令和8年1月下旬）までに、運営事業者を設立することとあり、令和7年度にも費用が発生します。令和7年度発生費用は、様式第13号（別紙3）と様式第14号-1では令和8年度に含めることとしてよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
	第14号	1					
2	第14号	1			事業収支計画	損益計算書の補足説明資料としてA3版・横1枚を追加する予定ですが、よろしいでしょうか。	損益計算書の補足説明資料を提出する場合は、様式第14号-1と様式第14号-2の間に綴じて提出ください。
3	第14号	2 8			(様式に記載) 計画処理量	第1回要求水準書質問回答No. 39では、「実際の運転は受注者が設計した粗大ごみ処理施設から排出される可燃性残渣を処理することから、運転計画の設定や費用の算定にあっては、受注者が設計した排出量にて行ってください」との回答を頂きました。 一方、様式第14号-2 費用明細書（ごみ焼却施設運営業務委託費A）及び様式第14号-8 最終処分見込量及び見込額には最初から計画処理量の数値が入っております。 上記回答からこの数値を事業者で変更するという取扱になりますでしょうか。（例：数値はそのまま変更なし、変更した数値を上書きする、フォーマットを変更し、一段下に提案計画量を記載するなど具体的にお示し頂きたいです。） ご指示をお願い致します。	「ごみ焼却施設計画処理量」について、貴社が提案する可燃性残渣によって計画処理量が異なる場合は、当該様式に変更後の「ごみ焼却施設計画処理量」を赤字で上書き記載するとともに、提案するごみ焼却施設計画処理量の内訳（可燃ごみ、可燃性ごみ、粗大ごみ処理施設可燃性残さ、年度別）を別紙にて示してください。

5 リスク管理方針書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
質問はありませんでした。							

6 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
質問はありませんでした。							

7 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
質問はありませんでした。							

8 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
質問はありませんでした。							

9 運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
質問はありませんでした。							